

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	保険業法等の一部を改正する法律	
規制の名称	保険募集人に対する規制の整備	
担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室	電話番号: 03-3506-6000(内線:3573) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年5月31日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、保険の募集形態の多様化を踏まえ、保険募集人及び保険仲立人(以下「保険募集人等」)自身にその業務を適切に行わせるため、その業務の規模・特性に応じた体制整備(重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、保険募集を委託する場合等の的確遂行等)を義務づけることが必要であった。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段発生していないが、後述する大規模乗合代理店(所属生命保険会社等の数が15社以上であるもの等)については注視が必要である。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、保険募集人等において、その業務の規模・特性に応じた体制を整備するために必要な事務負担・費用負担が発生するとしていた。</p> <p>保険会社等及び保険募集人等においては、本規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、保険会社等及び保険募集人等における規制の遵守費用(全体)が継続して過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、行政庁(国)において、保険募集人等の業務の規模・特性に応じた体制が整備されているか等について、確認・検証するための費用が発生するとしていた。</p> <p>行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、上記の規制のみならず、他の規制も含めて保険会社等の規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制についての行政費用のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>規制の事前評価時、保険募集人等に対し体制整備義務を課すことによって、適切な保険募集が確保されることが期待されるとしていた。</p> <p>規制の導入後、保険募集人等による体制整備義務の法令違反は発生していない。また、当庁に寄せられた保険商品等の「個別取引・契約における顧客説明に関する相談等」の受付件数は増加している状況にない(2014年:730件、2020年:427件、暦年ベース)。</p> <p>こうした相談件数等の状況を踏まえると、当該規制は適切な保険募集に資するものとなっていると考えられる。したがって、当該規制に一定の効果があったと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>本件規制の導入により、適切な保険募集が確保されること等の便益が発現しているものと考えられ、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、その効果を定量的に把握したり、便益の金銭価値化は困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>現時点において、副次的な影響及び波及的な影響等としては、大規模乗合代理店については、帳簿書類の備付けや事業報告書の提出が義務づけられているところ、一部の保険募集人において、所属生命保険会社等の数を14社以下に抑える動きなどが見られ、顧客の自由な商品選択への影響の有無なども含め、今後とも注視していく必要がある。</p>	左記の状況を注視していく必要がある。
考察	<p>一部の保険募集人において、大規模乗合代理店の規制に関して、所属生命保険会社等を14社以下に抑える動きなども見られるが、当該規制の導入による効果(便益)については、当該規制を講じることにより適切な保険募集が確保されること等の便益が発生しているものと考えられる。こうした動きについては今後とも注視していく。</p> <p>したがって、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。</p>	
備考		